

令和2年4月10日

保護者様
生徒のみなさん

京都市立堀川高等学校
校長 橋詰 忍
(電話 075-211-5351)

臨時休業期間中の登校日等への対応について（登校日中止等）

平素から、本校教育に御理解と御支援をいただきお礼申し上げます。

さて、本校では本日から、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業としておりました。1年生は4月8日、2・3年生は9日付けの「学校における新型コロナウイルスに係る感染症対策について（臨時休業のお知らせ）」で御案内したとおり、臨時休業期間中に登校日と個人面談日を設定していたところです。

こうした中、本日、京都市長・京都府知事が共同記者会見を行い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の指定地域に京都府を指定するよう国に対する要請が行われました。これは、京都府内では、新規感染者数が前週の1.8倍になったほか、人口1万人当たりの患者数は全国で5番目となっており、特に、この1週間で、感染経路不明の患者数が9人から30人に大幅に増加するなど、既に、緊急事態宣言が出された7都府県と比べても厳しい状況にあることからのものです。

こうした状況を踏まえ、京都市教育委員会から、臨時休業期間中「登校・園日」等について「家庭訪問や電話等による確認・指導」に変更する方針が示されました。

これを受け、本校でも下記のとおり対応することとしますので、お知らせします。

記

（1）登校日と個人面談日について

5月6日までの臨時休業期間中、実施することとしていた登校日と個人面談日は行わず（2）のように変更します。9日に各学年・クラスで指示された登校日と個人面談日にも登校はできません。

（2）臨時休業中の生徒の健康状況等の把握と学習支援について

従前から周知しているように、本校のホームページを活用して、13日（月）15:00以降今後の実施方法を指示していきます。必ず確認してください。

クラス担任等からの電話での連絡をすることがあります。

尚、本校では家庭訪問は行わない予定です。

以上